

学校いじめ防止基本方針

神山中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ①いじめはどの子どもにも起こりうることを踏まえて、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止を大切にし、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるために継続的な取組を行う。
- ②教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ③いじめの背景になるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④教育活動全体の中で、自己有用感や充実感を感じ取れる体験等を行うことにより、自己をかけがえのない価値ある存在であることを認識させる。

(2) いじめの早期発見

- ①いじめが教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から組織的に関わりを持つ。
- ②遊びやふざけ合いに過ぎないと安易に判断したり、軽視することなく、積極的にいじめを認知する。
- ③定期的なアンケート調査や個人面談、教育相談の実施及び相談担当窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ④より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域や家庭と連携・協働して、子どもを見守る体制を整える。

(3) いじめへの対処

- ①いじめが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ②発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ③いじめを行ったとされる生徒に対して、事情を確認した上で適切な指導を組織的に行う。
- ④家庭や教育委員会への連絡や相談を適切に行い、事案に応じて関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

2 いじめの定義といじめ解消の定義

(1) いじめの定義

生徒に対して、一定の人間関係（本校の生徒等）にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ，集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる など

(2) いじめ解消とみなす条件

次の2つの要件が満たされているとき，解消されたと考える。ただし，再発の可能性があり得ることを踏まえ，日常的に周囲深く見守る。

- ① いじめに係る行為がやんでいること
その期間は，少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性等から，さらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，より長期の期間を設定する。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた生徒本人及び保護者に対して面談等を実施し，心身の苦痛を感じていないか確認する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって，中核となる役割を担う「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(2) 「いじめ防止対策委員会」は，基本的に次の教職員で構成する。

- | | |
|----------|----------|
| ① 校長 | ② 教頭 |
| ③ 生徒指導主事 | ④ 1年学年主任 |
| ⑤ 2年学年主任 | ⑥ 3年学年主任 |
| ⑦ 養護教諭 | |

※いじめの防止・早期発見の実行化のために，当該生徒と関係の深い学級担任や部活動顧問を組織に加えたり，必要に応じてスクールカウンセラー等の専門スタッフを加えることも考え，柔軟な組織とする。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針を定め，必要に応じて改善する。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止の取組の実施や年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成をする。
- ③ 学校いじめ防止基本方針にある「早期発見・事案対処マニュアル」に基づいて早期発見のための情報共有やいじめ発生時以降の事案対処を行う。
- ④ いじめ事案に係る情報を収集・記録する。また，いじめ事案への対応や指導について記録をとる。記録は5年間保存する。
- ⑤ いじめ事案が解消後において，再発防止策を検討する。
- ⑥ 生徒や保護者に安心感を与え，相談窓口をアピールするために「いじめ防止対策委員会」の存在を認識できる機会を設ける。

3 いじめ防止の取組

- (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育，体験活動などの実践により他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自他の存在を等しく認め，お互いの人権を尊重する態度を養う。また，他の生徒と心の通じ合うコミュニケーションを図る力を育てる。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ，生徒が主体となって活動する機会を取り入れ，生徒の自己有用感を高める。また，集団の中で，協力し合ったり，困難な状況を乗り越えられるような体験を積極的に設けることで，自己肯定感を高めるよう努める。
- (3) 生徒自らがいじめ問題について学び，主体的に考え，生徒自らがいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (4) いじめの背景にあるストレスの軽減を図るためにも，わかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また，ストレスの解消に向けて運動や読書で発散したり，誰かに相談したりするなどのストレスに適切に対処できる力を育てる。
- (5) インターネット等を通じて行われるいじめに対処するために情報モラル教育の指導の充実を図る。
- (6) いじめの態様や背景，具体的な指導上の留意点などについて，職員会議等で共通理解を図り，生徒に対しても日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- (7) 障がいのある生徒等の特に配慮が必要な生徒については，日常的に適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (8) 未然防止のために，小中間や中高間の進学時の丁寧な引継を行い，円滑な接続を図る。
- (9) 町校外補導連絡協議会等において，いじめ防止のために地域の機関や団体との連携を図る。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者，さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに，教員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談を設定するなど，生徒はもとより，保護者も気軽に相談できる体制を整備し，保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し，必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して，広く教育相談が利用されるよう，相談窓口について広報・周知に努める。

4 早期発見及びいじめ事案に対する措置 ～「早期発見・事案対処マニュアル」～

早期発見のために

- (1) 教職員の気づきと情報共有
 - ① 生徒との信頼関係の構築に努める。
 - ② 生徒の変化等を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ③ けんかやふざけ合い，けがや欠席及び登校しぶり等の状況に留意する。

③教職員が生徒の情報交換を積極的に行う。

(2) 適切な実態把握と相談体制

- ①学期毎にアンケート調査を行う。
- ②定期的な個人面談や教育相談を実施する。
- ③相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- ④いじめの相談に対して、迅速な対応を行う。

(3) 相談窓口の周知と組織的な対応

- ①相談窓口としての「いじめ防止対策委員会」やスクールカウンセラーの存在を生徒や保護者に周知する。
- ②いじめの情報は速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的に対応する。

いじめ事案への対処

いじめを発見した教職員
いじめの通報を受けた教職員

※一人で抱え込まない

↓ 情報を報告する義務

いじめ防止対策委員会
校長，教頭，生徒指導主事，1年学年主任，2年学年主任
3年学年主任，養護教諭
※場合によって、生徒と関わりの深い教職員を加える

- 役割分担等により関係生徒への事実確認（生徒指導主事及び学年主任等）
- 職員会議等を通じて、全教職員で情報共有を行う。

いじめの認知

→ 教育委員会に報告し、連携して対処する（校長）

↓ 組織的対応の実施

被害生徒への対応

○複数教員により家庭訪問等を行い、保護者へ事実を説明する。

①生徒を守ることに優先して対応する。また、そのことを保護者に約束する。

②不安除去の手立ての検討し、組織的に安全を確保する

③加害生徒への指導の経過を保護者に説明する。

④本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に応じる。

加害生徒への指導

○複数教員により家庭訪問等により、保護者へ事実を説明する。

①いじめの行為について理解させ、自らの責任を自覚させる。

②いじめを行うに至った背景に着目し健全な発達を促す。

③保護者に正確な情報を伝えて、いじめ解消への理解と協力を得る。

[必要に応じて]

・十分な指導の効果が得られないときは関係機関との連携する。

他の生徒への指導

①傍観的な態度はいじめをすることと同等の行為であることを認識させる

②自分の問題として捉え、知らせる勇気が持てるように指導

③同調した生徒がいた場合は反省を促す。

<p>[必要に応じて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア等に必要な関係機関との連携 ・相談活動の実施 <p>④加害生徒から謝罪を受けた後も、いじめ解消の定義に留意し、見守る活動を継続する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別室学習など特別の指導を実施する。 ・懲戒や出席停止を実施する。 ・生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察と連携する。 ・インターネット記事の削除依頼 <p>④指導の経過や新たに得られた事実について保護者に連絡する</p> <p>⑤謝罪した場合にも、安易に解決したと考えず継続的な指導を行う。</p>	<p>④いじめの再発を防止する取組を行う。</p>
--	---	---------------------------

5 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

6 重大事態への対処

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ、学校が調査主体になるときには「重大事態への対応マニュアル」に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

7 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標の設定と達成状況の評価する。
- (2) P D C Aサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。